

平成27年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成27年6月8日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸

税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	高木 律生

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第40号議案 平成27年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 2) 第41号議案 藍住町介護保険条例の一部改正について
- 3) 第42号議案 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 4) 第43号議案 公共下水道（A7-2期）東部支線管渠工事（第1工区）の請負契約の締結について
- 5) 報告第2号 平成26年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 6) 報告第3号 藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

以 下 余 白

明を求めます。

佐野議長

石川町長。

石川町長

おはようございます。先週、四国地方も梅雨入りしました。また、町内では田植えが行われ、緑の水田風景へと移ってまいりました。本日、平成27年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、諸般の報告を申し上げ、一層の御理解を賜っていただきたいと存じます。

まず最初に、町制施行60周年記念事業に関してであります。4月29日に開催をいたしました記念式典につきましては、町議会の御協力はもとより、各方面から本町ゆかりの方々や関係者の皆さまの御臨席を賜り、厳粛かつ盛大に挙行できましたこと、改めてお礼申し上げます。60年間の歩みと先人の皆さまの御功績を再認識するとともに、さらなる本町の発展に向けて、誓いを新たにしております。

また、式典終了後に記念公演として開催しました「いっこく堂スーパーライブ」と5月31日に開催の人気テレビ番組「出張！なんでも鑑定団 in 藍住町」の番組収録は、いずれも大変な人気を得て、多くの町民の皆さんに楽しんでいただくことができました。

60周年記念事業の一環として募集を行ってまいりました「ロマンのかけはし町民号」につきましても、人気を博し、すでに定員を満たしております。2泊3日の行程で、今月22日に出発いたしますが、町民の皆さまにも友好都市河北町との交流、親交を大いに深めていただきたいと思います。

また、60周年を記念してデビューした、藍住町のマスコットキャラクター「あいのすけ」も活動を開始し、おかげさまで、各方面から声をかけていただき、大活躍をしております。今後は、さらに町民のマスコットとして、活動の場を広げてまいりたいと思います。

次に、町民体育館における60周年記念行事等について、御案内いたします。来る10月4日、日曜日に、市町村連携コンサート「あいすむまちの音楽会」を計画しています。この音楽会は、一昨年9月にも開催しましたが、今回も「とくしま国民文化祭記念管弦楽団」通称、とくしま記念オーケストラの方々をお招きいたし

ます。オープニングでは、藍住中学校及び藍住東中学校の吹奏楽部の生徒による演奏を予定しており、曲目等についても子供達が楽しめる内容としております。この機会に是非、御家族で御来場いただき、優れた芸術を身近に感じ、楽しいひとときをお過ごしいただきたいと思います。

また、10月24日土曜日、25日日曜日には、NBL徳島大会、日本男子バスケットボールリーグを予定しております。対戦カードは三菱電機対リンク栃木の好カードが組まれておりますので、多くの方々に御観戦をいただきたいと思います。今後もこうした、60周年記念事業や協賛事業が予定されておりますが、こうした各種行事、事業のにぎわいが、これからの藍住町の飛躍につながるものと大いに期待をしております。

次に、総合計画と地方創生に関してであります。今年度は、第5次総合計画の策定作業に加え、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略の策定も行うこととしております。総合計画は、本町の総合的な振興・発展を目的として町全体の基本構想等を作成するものですが、地方版総合戦略は、まち・ひと・しごとの創生に関する数値目標や重要業績評価指標などを設定して、その進捗状況を確認しながら進めていくこととなっております。両計画の目的や政策範囲は、必ずしも同じものではありませんが、両計画とも本町の重要な将来構想や基本的な計画を定めるものでありますので、両計画の整合性を図りながら策定作業を進めていくことといたしております。

また、両計画とも、住民や民間事業者、関係団体の参加・協力が重要であることから、産業界や他の行政機関・教育機関・労働関係機関・メディアで活躍されている有識者の皆さん及び各分野で活躍されている住民の方々などを委員とした会議を設置し、それぞれの立場から、これからの藍住町の政策等に関する御意見を伺うこととし、第1回会議を今月中に開催するものとして準備を進めております。地方版総合戦略については、策定案がまとまった段階で、町議会に御報告してまいります。第5次総合計画は、条例により議決事項となっており、計画案についての御審議を賜りたいと存じますので、この点につきましても、よろしくお願いを申し上げます。

次に、阿波とくしま商品券藍住町内限定券の割引販売について申し上げたいと思います。本町では、地域の消費を喚起し、地域経済の好循環を図るとともに子育て世帯及び高齢者世帯の生活支援を行うため、国の交付金を活用し、「藍住町子育て

世帯及び高齢者世帯応援プレミアム商品券発行事業」を実施いたします。この事業の対象者は、小学6年生までの子供が属する世帯又は75歳以上の高齢者が属する世帯の世帯主で、約4,900人を予定しております。事業内容は、対象者に阿波とくしま商品券の町内限定券1セット1万円分を5,000円で販売するもので、販売総数は5,000セットであり、商品券額面総額は5,000万円になります。商品券の購入希望者は、1世帯につき2セットまで購入可能となっており、対象者に送付している申込書に所定の事項を記入し、現金を添えて役場の販売窓口で購入していただくようになります。販売当初は混雑回避のために、販売開始2日間に限り、土曜日・日曜日に休日販売を行うことにしており、6月13日から販売を開始いたします。

また、商品券に限りがあるため、売り切れた場合はその時点で販売を終了いたします。

次に、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業についてであります。先の当事業特別委員会で御報告申し上げましたとおり、その形が見えてまいりましたが、東京オリンピック会場建設などで、労務費、資材費などの上昇による建築費の高騰から計画変更を余議なくされるなどの情報が新聞報道でなされています。当事業の進行についても、これら社会情勢の影響を受ける可能性が高いのではないかと心配をいたしておりますが、他団体の事業状況や社会情勢を注視しながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、本年度に計画しております中学校教室等へのエアコン設置工事についてであります。先日、入札を行い施工業者が決定したところでございます。工期は、11月30日までを予定いたしており、施工に当たりましては、夏休み期間及び土曜日・日曜日を中心に実施をし、できるだけ授業に支障が生じないようにしてまいりたいと考えております。

また、学校施設における非構造部材の耐震化対策として、本年度に予定しております藍住中学校体育館の吊り天井及び南・北小学校体育館の照明設備の耐震化工事につきましては、国庫交付金の交付決定が、6月1日付でありましたので、早速、6月10日に工事の入札を実施する予定にしております。

次に、各小中学校ごとに実施している防災訓練に関してであります。昨日、藍住北小学校において避難訓練を開催いたしました。訓練は、南海トラフを震源とす

る地震が発生したとの想定でしたが、北小学校を避難所とする近隣住民の皆さん約200名が徒歩や自転車で避難訓練に参加いただきました。訓練会場では、炊き出し訓練や消火訓練のほか、水や煙の中での歩行体験、地震体験、心肺蘇生法、ロープワークなど各種の体験をしていただき、また、防災クイズや木造住宅の耐震化相談なども実施し、防災対策の推進、防災意識の啓発や知識の普及を図っております。この後、8月には、藍住東中学校での実施を予定しており、10月には、津波浸水想定区域のある藍住東小学校で、父兄と児童による親子防災訓練も実施したいと考えております。こうした訓練を重ね、また、多くの皆さんの参加をいただき、防災意識を高めてまいりたいと考えております。

次に、今年の台風で被害を受けた奥村家住宅の修復工事については、本年3月末に設計が完了しており、間もなく工事に着手いたします。設計及び工事につきましては、災害復旧事業債と徳島県からの文化財修復の補助金、及び災害共済の保険を活用して実施することとしており、工期は平成27年度末を予定しております。

最後に、長年の懸案でありました南幼稚園付近の道路改良について申し上げます。このたび、関係者の皆さんの御理解をいただき、用地取得を完了することができましたので早速、工事に着手いたしました。工事は、9月末完成の予定ですが、工事中は、園児の登降園はもとより、通行人等の安全確保に万全を期してまいります。

以上、最近の町政への課題や方針を申し上げましたが、町議会におかれましても、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、この機会にお願いをしておきたいと存じます。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げたいと存じます。

第40号議案、平成27年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについては、平成26年度の給付費の確定に伴い財源不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、不足分を繰上充用するため、歳入歳出それぞれ3,954万7,000円を増額し、予算総額を23億5,554万7,000円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

補正内容は、歳出において、前年度繰上充用金3,954万7,000円を新た

に計上し、歳入においては、介護保険料を2,224万7,000円、国庫支出金を860万円、支払基金交付金630万円、県支出金240万円をそれぞれ増額するものであります。

第41号議案、藍住町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料の軽減措置の拡大が講じられることから、本条例の一部を改正するものであります。

第42号議案、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更については、当組合を組織する団体であった板野郡西部学校給食組合の解散に伴い、組合同規約から板野郡西部学校給食組合を削るものであります。

第43号議案、公共下水道（A7-2期）東部支線管渠工事（第1工区）の請負契約の締結については、6月3日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。内容を申し上げます。1. 契約の目的、公共下水道（A7-2期）東部支線管渠工事（第1工区）。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、8,424万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税額、624万円。4. 契約の相手方、住所・徳島市北田宮四丁目6番76号。株式会社大日。代表者、代表取締役・山口裕史。5. 工期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から、平成28年1月29日まででございます。

なお、本議案につきましては、工期等の関係から一日も早く工事に着手するため、今議会の開会日ではありますが、本日、議決を賜りますようお願い申し上げます。

これらの議案のほか、報告案件といたしまして、平成26年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書について、繰越額が確定しましたので、御報告をさせていただきました。

また、藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類についても御報告をさせていただいております。後ほどごらんいただきまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、4件の議案につきまして、提案理由とその概要を御説明いたしましたが、何とぞ十分御審議の上、原案どおりお認めをいただきますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日はこれをもって散会といたします。

(時に午前10時47分)

平成27年第2回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成27年6月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	高木 律生

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 2) 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出について

以 下 余 白

県シルバー大学校の沿革と概要としては、昭和56年8月に徳島県立老人福祉センターで開講したシルバー大学校は、歴史文化・園芸・手工芸の3コースの教科を徳島本校に開設し、1校からの出発でありました。その後、県下各地へ新設と移転など変更もしながら、現在は9か所に教室があるといわれております。先ほども申しましたが、選択科目もコースを新設しながら、総合コース・歴史文化コース・園芸コース・食品加工コース・書画コース・健康コース・ITコース等がありますが、教室によっては全科目備わっていないので、希望者が多い科目は抽選となり、難関を突破しなければ入校できない状態とのことで、運営は「公益財団法人・とくしま“あい”ランド推進協議会」が当たるといわれております。入校資格は徳島県在住の60歳以上ですが、卒業者のうち、最高年齢は89歳と記録されております。高齢者自身が生きがいを持って高齢期を創造できるよう、能力の再開発を援助し、将来は地域福祉を推進するリーダーの養成を目的として開設されたといわれております。卒業後は大学院への道も開かれております。なお、卒業後はOB会も結成されて、活発な活動を続けているとのことであります。

今後とも高齢化が進む藍住町、町民の健康保持のための対策を講じなければと思います。(仮称) 藍住町文化ホール・公共施設複合化事業の中に、他市町のようにシルバー大学校設置を講じていただきたい。町内の高齢者の方々には、人生に希望を持っていただき、何事にも積極的に学ぶ意欲、働く意欲を養い、頭、脳を使い肉体的にもよく働き、いつもよく動く心掛けを持ち、精神面を強化されるように、行政からも指導・対策を講じていただきたい。

次に、高齢者の技能講習案内対策で、徳島労働局委託の平成27年度高齢者活躍人材育成事業で、シルバー世代の方に活躍の場を広げようとして技能講習を年間を通して案内、周知、取組についてであります。高齢者活躍人材育成事業は「高齢者雇用安定法」に基づいて行う国(厚生労働省)の事業で、公益社団法人・徳島県シルバー人材センター連合会では、徳島労働局から委託を受け、地域の高齢者の皆さんに人手不足分野で御活躍いただくために各市町村のシルバー人材センターのシルバー派遣就業を前提とした接遇マナーや、専門知識、技術が習得できる技能講習を県内各地で開催されております。

講習内容として、介護基礎講習、調理補助業務講習、食品等販売スタッフ養成講習、介護送迎車運転講習、ハウスキーパー養成講習、クリーンスタッフ養成講習、

子育て支援員養成講習等があります。行政として、地域の実情に合った講習内容を十分に把握されて、必要分野の対策を講じていただきたい。ちなみに藍住町での現在の講習の進捗状況を伺いたい。

次に、マルナカ藍住店の周知対策で、マルナカ藍住店の新設計画に関する地元説明会が4月23日午後7時より、藍住町福祉センター2階でありました。私も内容を把握するために皆さんと共に出席いたしました。資料に基づいた説明では、店舗の名称はマルナカ藍住店。店舗の所在地は藍住町笠木字西野。店舗の面積は2,033平方メートル。駐車場台数は102台。駐輪場台数は96台。出入り口の数は3か所とのことでありました。資料説明の中に騒音予測結果として、主な設備機器の中にキューピクル1基、冷凍室外機11基で、24時間稼働とのことでした。近隣住民の方への騒音・防備対策として、要望・要請を講じていただきたい。駐車場の来客車両台数についても、周辺交差点、処理能力の検討として、周辺交差点にて、ピーク時間における店舗出店による交通への影響を検討しましたが、交通処理は可能な結果となっているとのことでありました。各自の帰省の自動車と営業時間帯での出入り口での車の渋滞が懸念されます。時間帯により帰省自動車との渋滞が予測されます。車の渋滞、緩和対策についての要請、検討を講じていただきたい。また、経路設定です。出入り口については、出入り口①は左折入庫車。出入り口②は右折入出車で運用。出入り口③は北方向で、入出車は近隣の方以外行わないように運用します。広告チラシや路面標示により案内経路を来客に周知するとのことでありました。騒音対策については、建物北側・西側に面する敷地境界付近で建物南側の騒音発生施設周辺及び東側の隣接する民家との敷地境界付近に、高さ2メートルの遮音目隠しフェンスを設置とのことでありました。

また、防災・防犯については、災害時の避難場所として、駐車場の敷地や食料品の一部提供など、行政より防災対策への協力要請がある場合は、可能な限り協力しますと言われておりました。4月23日の地元説明会での出席者の要望では、1. 学校通学路の安全対策として、東出入り口での時間制限規制。2. 県道道路渋滞緩和対策。3. 信号機の設置は。4. 排水対策。5. 行政・板野署・業者との安全対策としての打合せ等でありました。行政としてできるだけ安全対策の要請をしていただきたい。答弁により再問いたします。

佐野議長

榎本社会教育課長。

榎本社会教育課長 永濱議員さんの徳島県シルバー大学校の周知について御答弁をさせていただきます。

ただいま永濱議員さんから徳島県シルバー大学校について、詳細な御説明をいただきました。高齢者の方が生きがいを持って生活していただき、かつ地域に貢献していただける指導者養成のためのシルバー大学校の趣旨や募集等について、なお一層、周知をしていきたいと思えます。

2点目は、(仮称)藍住町文化ホールの中にシルバー大学校の設置をとの御質問であります。シルバー大学校は、全県的な配置も考慮して開校しているとお聞きしております。近隣では、徳島校と上板校の2校がありますので、今後、県等の関係機関とも協議を行う中で、検討させていただきたいと思えます。

なお、町シルバー大学講座は、毎年2月頃に開催をしており、昨年度は板野警察署の生活安全課長さんに振込み詐欺の現状等についてお話をさせていただくとともに徳島県出身の落語家、笑福亭学光さんに「笑いでコミュニケーションづくり」と題して御講演をいただきました。

また、従来から生涯学習の一環として、英会話教室・中国語教室・パソコン講座及び人権講座等を実施しておりましたが、今年から新たに「藍住町歴史文化講座」を開講します。この講座は、7月から来年の2月まで毎月1回、第3木曜日の午後7時30分から9時まで、コミュニティセンターにおいて開催いたします。講師は、町文化財保護審議会委員さんをお願いしております。この講座を通じて、シルバー世代をはじめ、町民の皆さんが地元藍住町の文化や歴史について、一層理解を深めていただけることを期待しております。初回は、7月16日木曜日、午後7時30分から「藍住町の歴史(総論)」と題して、三好昭一郎氏の講義を行う予定であります。現在、受講者を募集しておりますので、多くの住民の方の御参加をいただきたいと思えます。以上でございます。

佐野議長 大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長 それでは永濱議員さんの高齢者の技能講習案内対策につきまして、御答弁をさせていただきます。

議員さんの、御質問の中でも、御説明がありましたように、高齢者活躍人材育成事業は、「高年齢者雇用安定法」に基づいて行う国(厚生労働省)の事業です。公益社団法人・徳島県シルバー人材センター連合会が徳島労働局から委託を受け、平

成27年度から取り組まれており、藍住町が対象となる講習は、8月31日から募集開始の予定であるとお伺いしております。育児支援分野や人手不足分野等において、地域高齢者が活躍できるよう、当該分野で短期的な就業又は軽易な業務に係る就業を行うための講習会を受講することにより、一人でも多くの高齢者に地域における活躍の場に参画していただくことを目的としています。

町としても、技能講習の案内や内容について、広報や窓口等で周知を行うことは可能でありますので、この旨、県シルバー人材センター連合会及び町シルバー人材センターに、連絡をさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

吉田建設課長。

吉田建設課長 永濱議員さんのマルナカ藍住店の周辺対策について、御答弁させていただきます。

議員さん御質問の件につきましては、開発窓口の業者に問い合わせをいたしましたところ、本年4月23日に地元説明会が開催され、本年10月25日新設の予定とのことでありました。出入り口通学路と交通安全対策については、説明会の時にマルナカ側から具体的な対策が示されたようですので、工事中、開店後ともに、交通安全・渋滞緩和対策を要請していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長 それでは永濱議員さんの御質問のうち、騒音発生施設の関係に御答弁いたします。騒音発生施設につきましては、主にエアコンの室外機になるかと思われまます。これについては騒音規制法及び県条例によりまして、一定の出量があれば届出の義務がございますので、その時点で敷地境界線上の騒音の規制基準とともに、これらの法令を遵守していただければというように指導いたしたいと考えております。よろしくお願いたします。

佐野議長

永濱茂樹君。

永濱議員

ただいまより再問します。

徳島県のシルバー大学校の周知・設置については、全県的な配置も考慮して開校しているとのことでありました。近隣では、徳島校と上板校の2校があるので、今後、県の関係機関ともよく協議し検討とのことでありました。よろしくお願いたします。

また、シルバー大学講座については、毎年2月頃に開催され、昨年度は板野署の生活安全課長さんに振込み詐欺現状等についてや、県出身の落語家にも笑いでコミュニケーションづくりの講演等、従来からの生涯学習としての講座、実施とのことでありました。今年から藍住町歴史文化講座を開講とのことでしたが、今後、シルバー大学講座の講演計画も含め、広報あいずみ等に分かりやすく掲載して、町民への周知、高齢者の健康保持対策を講じていただきたい。

次に、高齢者の技能講習案内については、公益社団法人・徳島県シルバー人材センター連合会が、徳島労働局から平成27年度委託を受け、取り組みされ、藍住町が対象地域の講習は、8月31日から募集開始の予定と県シルバー人材センター連合会から連絡とのこと。地域高齢者が活躍できるよう、当該分野で短期的な就業又は軽易な業務に係る就業を行うための講習会を受講することにより、一人でも多くの高齢者に地域における活躍の場に参画するのが目的とのことでありました。今後、技能講習会受講について、周知・対策を講じていただきたい。

次に、マルナカ藍住店の周辺対策は、先ほど答弁の10月25日新設予定に備えての要望事項として、先ほど通学路も含めた交通安全対策、騒音対策、防災対策では、災害時の避難場所として、また駐車場の敷地に食料品の一部提供など、行政より協力要請があれば、可能な限り協力しますとのことでしたので、安全対策は町民・地域住民のために、行政とマルナカ藍住店の連携対策をお願いします。ちなみに、マルナカ春日店はしばらくの間、そのまま続けるとも言われておりました。

私は、議会議員も、町行政も、町民に対して何事にも親切丁寧に情報提供したり、災害時に備えての安全対策にも十分取り組む姿勢が大切だと思っておりますので、行政も町民の安心・安全対策に十分に取り組んでいただきたい。以上で、再問を終わります。

佐野議長 答弁よろしいですか。

[永瀆議員、うなづく]

佐野議長 次に、10番議員・林茂君の一般質問を許可いたします。

佐野議長 林茂君。

林議員 議長の許可をいただきましたので、質問通告に従いまして一般質問を行います。理事者の方は、明確な答弁をよろしく願いをい

たします。

まず、介護予防対策についての質問です。認知症対策です。認知症とは老いに伴う病気の一つです。様々な原因で脳の細胞が死ぬ、又は働きが悪くなることによって、記憶・判断力の障がいなどが起こり、意識障がいはないものの社会生活や対人関係に支障が出ている状態がおよそ6か月以上の継続をいいます。今、高齢化の進展とともに、認知症の人数も増加をしています。65歳以上の高齢者では2012年度の時点で、7人に1人程度とされています。

なお、認知症の前段階と考えられているMCI、予備軍ですが、このうち年間で10%から15%が認知症に移行するといわれています。このような方々も加えますと4人に1人の割合となるといわれています。年齢を重ねるほど発症する可能性が高まり、今後も認知症の人は増え続けると予想されているわけです。そこで質問の中身ですが、一つは、町内の認知症高齢者は、何人おいでになりますか。二つ目は認知症の人やその家族の方々などの手助けをしていただく、町内での認知症のサポーターの取組と目標について伺います。3点目です。認知症に対する御家族や御本人の不安や悩みを相談できる認知症専門の相談機関として、県では認知症コールセンターが設置されました。本町としてこのような計画はあるのかどうか、この点もお伺いしておきます。

次の質問です。要支援の1・2は訪問介護・通所介護の予防給付の対象から除外されました。そしてどこの自治体でも、この地域支援事業では対応にかなり苦慮されているわけです。町として地域支援事業への移行状況は、その後どうなっているのか、この点でもお伺いをいたします。

それではその次です。小規模特養の建設計画と現在入居希望待機者で待機期間が長い人は、何年で何人ぐらいおいでになりますか、お伺いします。4点目です。介護認定結果に対して、町民からの不服の取扱いは、どのように町として対応しているのか。県に対して不服審査請求はあったのかどうか。この点もお伺いをいたします。5点目です。要介護認定者数は、障害者控除の適用が受けられます。障害者控除が受けられることで税金の節税が図られます。要介護認定者数と障害者控除の適用状況を伺います。

それではその次の大きな質問です。住宅対策についてです。一つは、町内の空き家状況などについて伺います。空き家等対策の推進に関する特別措置法が2015

年2月26日に施行されました。国が基本指針を策定し、都道府県が支援をするが、市町村が空き家対策を実施するなどとし、市町村が組織体制の整備や相談体制の整備を行い、空き家の実態把握に努めることが重要だといわれています。そこで空き家対策は町民との接点が多い市町村の役割が非常に重要になってまいりました。町として、担当部署や体制づくりなど、どのような対策を考えているのか現在の時点でお答え願います。2点目です。町営住宅の政策空き家の現状は、どのようになっていますか。町の対応とそこでの問題点などについてお伺いをいたします。そして、町営住宅の家賃の滞納状況と滞納者に対する対応についてどのようになさっているのか、とりわけ低所得者に対しては家賃の減免と徴収猶予などの制度があります。その制度などの周知とか相談にのっているのかどうか、この点でもお尋ねをいたします。3点目です。町営住宅の耐震診断と耐震改修の計画は具体的に立てられているのかどうかお伺いします。なお、耐震診断や耐震改修の実施をした町営住宅とその費用についてもお伺いをいたします。

それではその次の質問に移ります。消費税増税の町政への影響と対応についてです。安倍政権は、国民の反対を押し切り消費税を昨年4月、5%から8%に上げました。町民会館など34億円かかる建設費に対して、消費税8%分が国から交付金として支払いされる仕組みにはなっていません。市町村には人口、従業者数を指標に交付されますので、大型公共事業ほど消費税の負担が大きくなるわけです。この点で町財政から一体どれぐらいの消費税を支払っているのか、地方消費税交付金額の収入はいくらかどうにお伺いをします。そこで具体的に消費税の増額に対して、町の全事業に対する材料費とか、全物品の購入費、建設費、下水道工事などの増額で、歳入、歳出はどうなったか、少し資料で御説明をお願いをします。そして委託料には消費税のコストが発生いたします。この点で委託料については引き上げたのかどうかお伺いをします。

その次の質問です。二つ目です。消費税増税が地域経済に与える影響について、どのようにつかんでおられるのかお伺いします。消費税が8%になり、値上げ前は駆け込みで仕事はあったが、最近はその反動で仕事は落ち込んできていると、建設業者の声です。受注競争が厳しく、少しでも安くしなければ仕事をとれないので、消費税8%分は身銭を切る、仕事をとるためにはやむを得ない、こんな状況です。さらに、消費税が10%になれば、倒産や廃業に追い込まれる業者が出てくるので

いての御質問ですが、町では、平成29年度までの移行を目標に取り組んでいます。

また、地域支援事業に移行後も、同程度の利用者負担で、同様のサービスが受けられるように、現行のサービス提供事業者に業務を委託し事業を実施することとしています。さらに、サービスの利用料を市町村が独自に決められることから、近隣とのバランスを確保するために、本年度の早い時期に板野郡内5町で情報交換の場を設け、定期的に協議していきたいと考えています。

次に、小規模特養についての御質問ですが、建設時期については、第6期介護保険事業計画等の計画期間中としています。また、藍寿苑での町内の待機者については、5月末で、男性が12名、女性が13名の計25名となっていますが、在宅で2年以上待機されている方はおりません。

次に、介護認定の結果に対して不服がある場合の取扱いについての御質問ですが、認定結果に不服があれば徳島県介護保険審査会に対して、審査請求することができますが、過去3年間に、本町で審査請求がされた事例はございません。

次に、要介護認定者数と障害者控除証明書の発行件数についての御質問ですが、本日お手元にお配りした資料をごらんいただきたいと思います。平成24年度の認定者数が963名、証明書の発行件数が72件、平成25年度の認定者数が1,015名、証明書の発行件数が70件、平成26年度の認定者数が1,030名、証明書発行件数が63件となっています。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長 それでは私のほうから林議員さんの御質問のうち住宅関係につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、町内の空き家状況について、どのような対策を考えているのかという点でございしますが、本町におきましては、従来は空き家対策に係る総合的な担当部署は設けておらず、火災予防、環境保全、景観維持など事案ごとに、関係各課が対応策を講ずるとともに、複数の課にまたがる事案については、必要に応じて関係各課が連携を行いながら解決を図ってまいりました。したがって、現在の空き家の件数については把握ができておりません。本年度におきまして、担当課が生活環境課となりました。現状としましては、空き家に係る相談の件数は多くはありませんが、危険老朽化した空き家が放置されることは、地震などの自然災害時はもとより、地域住民の皆さんの生活環境に様々な面で悪影響を与える深刻な課題であると認識し

ております。また、今後は高齢化の進展や社会状況の変化によって、その増加も懸念されることから、町としては対策を強化すべき課題であると考えております。

また、5月には空き家対策特別措置法が完全施行されました。これを受けて、今後は空き家に対する状況把握に努めるとともに、担当課を中心として対応を協議する庁舎内組織の検討や、他の市町村の取組について調査を行いまして、どのような対策をしていくのか、検討をしていきたいと考えております。

次に、町営住宅の政策空き家の現状と課題、家賃の滞納状況等でございます。現在募集を停止し、空き家政策をとっております住宅につきましては、安任団地、原団地、馬木団地、笠木団地、中村団地、中富団地の6住宅となっております。この6住宅全体で357戸ありますが、5月末日での入居戸数は186戸でありまして、入居率は約52%となっております。課題としましては、老朽化に伴う維持補修費の増大や、入居者の高齢化に伴う安全対策などがあります。

また、原団地につきましては、本年中に3棟12戸を取り壊して更地にする予定でございますが、空き家政策等で退去の進んだ住宅につきましては、随時、棟単位で取り壊していきたいと考えております。

続きまして、家賃の滞納状況でございますが、5月末日現在で、約7,600万円となっております。なお、過年度分のうち、26年度には約454万円を徴収いたしました。

御質問の中で、家賃の減免や徴収猶予などとのことでございますが、納付状況の悪い方につきましては、その都度案件ごとに御相談を行い、生活状況について聞き取り調査を行いまして、状況に応じて具体的な納付計画を立てていただくようにしております。しかしながら、支払いがあつたりなかつたりを繰り返す方の対応に、苦慮しているところでございます。悪質な方は、明渡しの訴訟を行うこととなりますが、できるだけそうならないよう、粘り強く指導を行っているところでございます。

次に、町営住宅の耐震診断と耐震改修の計画は、実施した町営住宅はということでございます。町営住宅の耐震診断の状況ですが、中富団地については既に耐震診断を実施しており、平成25年度には、敷地団地も実施しております。敷地団地についての費用は約1,450万円で、うち937万円の補助金をいただいております。また、県の指導の下、マニュアルを基にその他の団地について、耐震調査を実

施しております。これらの診断結果により耐震化が必要とされておりますのが、中富団地と敷地団地となっておりますので、その耐震化の方法や多額の財源の確保について、財政状況等を勘案しながら、検討を続けているところでございます。

なお、安任北団地、江ノ口団地については、新耐震基準以降の建築であり、安全性は確保できているものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは林議員さんの御質問の中のうち消費税増税の町政への影響というところで、前段部分につきまして御答弁させていただきます。

昨年4月から消費税が5%から8%に税率が引き上げられたことによります本町予算への影響についてでございますが、本日、手元のほうへ配布させていただいております資料を基に申し上げさせていただきます。この資料につきましては、平成27年度当初予算のうち、消費税が課税される主な節について、節単位で消費税率8%で割り戻した額を基に算出した額を消費税相当額とさせていただきます。まず、一般会計分につきまして、平成27年度全予算で、本年度94億円の予算といたしておりますが、そのうちまず需用費、予算総額が3億7,052万3,000円、これ一般会計の全需要費の合計でございます。それでその下に括弧書きがございますが、これにつきましては、消費税8%割り戻した額でございます。この括弧内の数字を基にいたしまして、その下の消費税8%相当額が2,744万6,000円、5%相当額で1,715万4,000円、それで8%と5%差引きいたしました差額が、1,029万2,000円となっております。それでこの差引き3%相当額につきまして、申し上げさせていただきます。需用費が1,029万2,000円。続きまして、役務費が272万3,000円、委託料が4,064万9,000円、使用料及び手数料が237万2,000円、工事請負費で1,027万円、原材料費で565万5,000円、備品購入費で68万2,000円でございます。それで一般会計でこれは全てではありませんが、主な節ということで、その合計が、予算額で26億1,518万8,000円。これに対しまして、消費税8%相当額が1億9,371万7,000円、5%で1億2,107万4,000円、差引きで3%相当額が7,264万3,000円となっております。

続きまして、その下のほうで下水道会計分につきまして表を作らせていただいております。こちらにつきまして、下水道当初予算4億6,000万の予算でございますが、うち需用費で差引き3%相当額で申し上げましたら2万4,000円、役務費で3,000円、委託料で137万2,000円、使用料及び手数料で1万円、工事請負費で416万7,000円、原材料費で4万7,000円、備品購入費これは費目的な計上でございますが、計算上1,000円となっております。それで節の計が2億248万円のうち、8%相当額が1,499万9,000円、5%相当額が937万5,000円、差引き3%相当額で562万4,000円となっております。

続きまして、歳入の関係でございますが、歳入で地方消費税につきまして、こちら資料を配布させていただいておりますが、2枚目のほう、これもA4横となっておりますが、地方消費税資料というふうなものでございます。こちらにつきまして、これ先ほどと同じですけれども、昨年4月から消費税及び地方消費税が引き上げられましたが、平成27年度の本町へ交付される地方消費税交付金、本町へは地方消費税が県のほうから交付金として交付されますので、本町の予算では地方消費税交付金となっております。この予算額が合計で4億6,770万8,000円を見込んでおります。このうち、今回というか、昨年4月からの税率引上げにつきましては、社会保障費の財源とするというふうにされております。それでこの社会保障財源化分が、1億9,265万8,000円と試算がされております。こちらが昨年の地方税率改正で地方消費税の上った分がそのまま交付されます。それで今現在のところ1億9,265万8,000円、社会保障財源化分を見込んでおります。合計といたしましては4億6,778円と予算を計上させていただいております。

次に、委託料の消費税分の転嫁についてということでございますが、昨年4月以降8%ということで、委託料につきましても8%相当額を含めて支出をいたしております。契約書等を作成する場合にも消費税は8%の額を明記をいたしております。私のほうからの答弁は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

佐野議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長

それでは林議員さんの御質問のうち、消費税増税の町政への影響と対応についてと地域経済に与える影響につきまして、答弁をさ

せていただきます。

経済産業省が実施した、消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査、平成27年4月調査の結果によると、全く転嫁できていないと回答した中小企業者が、事業者間取引では3.7%、消費者向け取引では5.6%となっています。

消費税を売上げに転嫁できない場合の国の対策措置として、消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日から施行されており、消費税の転嫁を拒む行為等を禁止し、違反行為を防止、又は是正するため、公正取引委員会等が指導や勧告を行うこととしています。商工会も平成26年4月の税率引上げ後、消費税転嫁対策事業に取り組み、会員からの相談に対応されております。

町の消費税増税に関する考え方についてであります。消費税増税は、住民生活にさらなる負担が生じ、家計を苦しくするものと考えます。しかしながら、国は、社会保障と税の一体改革を掲げ、消費税率の引上げによる増収分を、全て社会保障の財源に充てることとしています。この件は、国の将来に関わることであり、この判断は、民意を受けた現政権に任せられており、本町は国の決定に従い、住民生活の安定の実現に向けて取り組んでいかなければならないという立場にあります。

また、最近の国内経済は、国や日銀においては、消費税率の引上げ後の落ち込みから抜け出しつつある中、景況感の持ち直しや、所得雇用環境の改善などを背景に、緩やかな回復傾向が持続していると発表しました。町としても引き続き「チャレンジするがんばる商工業者」や「創業支援事業計画に基づく創業者」などへの応援施策や店舗をバリアフリー改修し、ユニバーサルなまちづくりに意欲的な事業者を支援してまいります。特に、創業者支援事業補助、また、ユニバーサルなまちづくり事業補助につきましては、好評をいただいております。今年度につきましては、特に、国の交付金を受けまして、補助金額を増額して支援をしてまいります。

今後も商工会が実施しております、「経営改善普及事業」「地域振興事業」「まちゼミ事業」や「創業支援事業」などに補助を行うとともに、連携を図りながら、町内商工業者の応援施策を実施してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

林茂君。

林議員

それでは答弁をしていただきましたので、再問

をさせていただきます。

介護予防対策、とりわけ認知症対策についても詳しく答弁をしていただきました。とりわけですね、認知症というのはいつですね、我々の周りで起こるかということは私もよく見聞きしてきましたので、大変な状況がですね、これから起こってくるということでは非常にですね、町行政として大切な事業の一つでないかと思われま。そのような中でですね、認知症のサポーターの取組は少し調べたんですけど、藍住町では県下で一番優れているような取組が実際にされているわけですけど、後ですね、先ほどの目標も2,000人ということですから、まだまだ後ですね、約2倍のですね、サポーターを作っていくと編み目のですね、細かいそういう取組がいるんでないかと、このように思いますので、是非ですね、併せて頑張ってくださいと思っています。

それから地域支援事業の移行状況ですけど、これも本当にですね、大変だろうと思います。これはもうですね、国が地方自治体任せに施策として放置をしたというような結果ですね、実際に大きな責任が転嫁されたということですから、この点でもですね、各町との連携をとりながら是非方向を出していただきたい。

それから小規模特養の建設計画ですけど、第6期ということですけど、少し具体的にですね、建設の時期等が、もし分かればですね、答弁をお願いをしたいというふうに思います。

介護認定の結果に対しては分かりました。不服審査がないということで、それから要介護認定者と障害者控除の適応の分でも説明の資料をいただきました。是非ですね、多くの方がですね、税の節税の観点からも町の行政として、対象者には周知・徹底をしていただいでですね、多くの方がこの制度を利用するようにお願いしたいと思います。

空き家対策ですけど、今回ですね、いよいよ5月から具体的に施行がされるわけです。中身を見てみますと1年以上ですね、電気とか水道が使用されていない、この家については、空き家として認定をするというような考え方も持っておられるようです。ですから大変なこれはこれから作業になってですね、その後の対処の仕方も大変な状況になると思われま。この点でもですね、是非、町民の皆さんの安全確保の観点からも対処をお願いしたいと思います。

町営住宅の空き家政策、これは議会でですね、何回も答弁をしていただきました。

一つは問題点としてはですね、住み慣れた住宅ですね、自分の住んでるところからですね、隣の住宅へ引っ越すということは大変抵抗があるし、財政的にも大変なということを知りました。ある町民の方からは高齢になっているので、引っ越しをするのにもなかなかできないので、引っ越しを手伝ってくれるとかいってですね、町から引っ越しの費用を補助するとか、そんなような方法も考えていくべきでないかと、こういうふうな相談がありましたので、一ついろいろその点でも検討してください。生活状況に応じた対応ですね、非常に大変厳しい生活が、町民の皆さんの中には強いられる方が、たくさんおいでになると思います。この点でですね、家賃の減免とか徴収猶予この制度がですね、できるだけ活用して救済をしていただきたい。このように思います。

それから消費税の増税の問題です。詳しく説明をしていただきました。その中でですね、去年からですね、消費税の増税分は社会保障費の財源に充てるということで、藍住町でもですね、交付金の金額が示されました。私はこの交付金がですね、やはり町として福祉のために使われるようなそういう具体的なですね、施策をこの中でですね、予算書の中でも示していただきたいと、このように思います。そして、消費税の問題ですが、町内の経済状況が答弁されました。私はこれからですね、消費税の増税で売上げが落ち込んでいくというふうに考えます。10%になれば。ですけど町内で継続してですね、営業ができるようなそのような取組をですね、していく。そして、そのためには商工会等などとですね、協力しながら町内業者の営業をどのように守っていくのか。そして、どのように発展させるのか地域経済のですね、活性化対策を少し具体策を打ち出していきたいと、これは要望でございます。政府は消費税の増税分は社会保障や福祉のために使うと説明が幾度となくされてまいりました。今年の国の社会保障費は3,900億円も削減がされているわけです。一方ですね、大企業の法人税の減税には1兆6,000億円も使います。さらに、消費税の10%引上げというのは景気に関係なく2017年4月から実施をすると、安倍政権は決めているわけです。これではますますですね、中小零細業者の営業ですね、そして倒産とか廃業が増えていく。国民の暮らしはですね、大変深刻な状況が生まれるんでないかというふうに思います。そこで私どもはですね、消費税の増税を国の財源にするのではなく、大企業や富裕層にも応分の税負担を求めるならば財源は生まれるというふうに考えています。是非、行政としても国に対して

ですね、消費税10%の増税は中止をしろと、それから消費税の廃止このようなことを要望していただくことをお願いをして再問を終わります。答弁をお願いします。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長 それでは、私のほうから林議員さんの再問の中で、小規模特養の建設計画について、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中でも申し上げましたが、建設時期については、第6期介護保険事業計画等の計画期間である平成29年度末までとしておりますが、具体的には今年度中に事業所の公募などの準備作業を進め、できれば平成28年度中の完成を目指したいと考えていますので、御理解をいただきたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長 それでは林議員さんの再問のうち、住宅空き家の関係でございます。御答弁させていただきます。

先ほど林議員さんも御指摘のとおり、これから空き家の対策については大変な作業が待っておるかと考えられますが、町民の皆さんの安全を強化するべく、今後、頑張っていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

また、生活弱者の方々について、引っ越しの補助ということでございますが、町としてどんな手助けができるのかを条例の中の減免の徴収猶予などのことも考えながら、できるだけ補助なり、手助けをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長 それでは私のほうから林議員さんの御質問のうちの消費税に関する分でございますが、先ほどもお話をいただきました、地方消費税で社会保障財源化分でございます。予算のほうで示すということでございますが、昨年4月から増額となっております。それで昨年26年度の予算から地方消費税交付金、財源的には一般財源ではございますが、明確化ということで昨年から歳出のほうの財源内訳の中で社会保障財源化分ということで、再掲をさせていただいております。それで、本年度27年度につきましては、社会福祉費と老人福祉費、中身につきましては国保、それから後期高齢、介護保険等を予定をいたしておりますが、こちらの一般財源のほうへ入れさせていただいております。以上、答弁とさせてい

たきます。

佐野議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長
それでは林議員さんの再問のうち町から消費税増税の廃止要望等についてということにつきまして、御答弁をさせていただきます。

消費税増税につきましては、社会保障と税の一体改革を進める上で、安定的な財源を確保するために実施されるものでございます。消費税は、景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定しており、働く世代などの特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的で、高い財源調達力があるとの国の見解でございますので、消費税増税についてはやむを得ないと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

林議員

以上です。

佐野議長
いたします。

次に、9番議員・小川幸英君の一般質問を許可

佐野議長

小川幸英君。

小川議員

議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、小学校のエアコン設置について伺います。議会の冒頭、町長は中学校のエアコンの入札が終わり、夏休みや土・日曜日に工事するため、工期は11月30日とのことでありました。小学生を子供に持つ保護者の多くから小学校も早急に設置してほしいとの声が多い。石川町長は以前、同僚議員のエアコン設置の質問に対し、私の任期中には設置したいとのことでしたが、いつ設置するのか伺っておきます。

次に、本町での特別支援教育の実情と対策について伺います。27年4月から行っている藍住町第4期障がい福祉計画によると、藍住町では、ノーマライゼーションの理念の下、障がいの有無を問わず、町民一人一人が「互いを尊重し、その人らしい伸びやかな暮らしを共に支えあうまち藍住」を基本理念とし、地域から必要な支援を受けながら地域との関わりの中で、自分らしく暮らすことのできる町を目標に、平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間として、安心した日常生活を営むための障がい福祉サービス利用量の確保及び数値目標の設定、さらに、地域生活移行のためのサービス基盤整備などを盛り込んだ新サービス体系移行後の計画

とのことでした。隣の徳島市の特別支援教育は幼稚園、小学校で全面実施されている学習指導要綱に明記され、知的な遅れのない発達障がいも含めた障がいのある幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難や改善、又は克服するため適切な支援を行う。市では障がいの種別や程度に応じた学びの場として特別支援学級のほか多様な支援のために言語障がい、自閉症、LD、ADHDを対象にした通級指導教室を小学校、中学校合わせて13教室実施しているとのことですが、本町ではこの計画を基にした特別支援教育の実情と対策はどのようにしているか伺います。

また、その一環で昨年配られた「育ち支援シートあい」の活用について、これは全ての子供たちの望ましい発達を支援することを目的に、町内4歳児全員に配り、子供のことを正しく理解して対応することは、発達を促したり心の負担を軽くしたりすることにつながる。保育所、幼稚園、学校はそうしたことについて保護者と協力していくとすることで、発達や学習面で問題を抱えていると思われる子供たちを早期に発見して支援したいとのことでしたが、この中の相談支援シートについて、幼稚園に用紙を持参して相談した人は何人いたか、また、この相談シートをどのように活用しているか伺います。

次に、療育と幼稚園等の併用の必要性について伺います。障がい児及び特別な支援が必要な子供たちに対し、重要なことが療育といわれております。この療育とは、身辺自立、社会性の向上、感情のコントロール等を目標に、個々の子供たちに合わせ一つ一つの作業を何度も何度も繰り返し教えることで、スキルを獲得することです。子供たちは効果的な療育を受けると日々成長していきます。効果的な療育のためには覚えたことを忘れないようにできるだけ継続的に療育を行うことが望ましいとされております。将来、社会的に自立、又は少しの援助で生活できるようになるためには継続的に療育を受ける必要があります。支援学校はもちろん地元の小学校からも障がいの程度にかかわらず療育を受けている子供は基盤がしっかりしているとの声を聞きます。この療育について教育委員会としてどのように取り組んでいるか伺っておきます。

次に、幼稚園などの併用通園の必要性についてですが、集団生活を開始した後に、発達に問題が発見されることもあるため、その後の療育は早急に行う必要があります。また、藍住町教育委員会だより第48号でも特集されているように、子供の将

来には家庭教育と学校教育が必要となります。障がい児及び特別な支援が必要な子供たちに、保護者が家庭教育を行うためには、特別な知識、技術が必要です。その知識や技術が療育であり保護者は母子通園や個別訓練、療育先の支援員との面談などで学んだことを家庭教育として家庭で子供たちに行うことができます。療育は子供たちが成長することのみならず、保護者が子供たちへの関わり方を学習する場でもあります。教育の視点でも療育を通して、まず、家庭での基盤づくりを行い、広い裾野づくりとして学校教育が行われることが大切です。子供たちは幼稚園などでの集団生活で学ぶことも必要であることは、もちろん就学に向け療育と幼稚園などの集団生活の併用が重要となってきます。このことについて、各幼稚園での取組状況はどのようになっているか。また、今後、教育委員会としてどのように関わり取り組んでいくか伺っておきます。

次に、受給者証の日数について伺います。グレーゾーンの子の訓練について「育ち支援シートあい」や「相談ファイルあい」を活用し、発達に問題のある子を早く見つけようとしているにもかかわらず、受給者証の日数は、本町では23日が最高と決まっているが、徳島市では各月の日数、また、北島町では29日となっております。本町においてもこの日数を増やし、訓練する機会を多くしてほしいとの声を聞きますが、増やすことはできないか伺っておきます。

次に、情緒級の現状と対策について伺います。本町においては支援級が知的学級と情緒学級ができていますが、実際の現場では情緒級の子供への支援が適切に行われているか疑問と思われれます。町内の小学校において支援級の子、国語、算数等苦手な教科のみ支援級に行く子が、先生不在で親学級にいる時間もあるらしく、トラブルになったときにトラブルの原因を探ることが難しいこともあると聞きました。情緒学級の子は知的に問題ない子が多いので、ある程度コミュニケーションがとれるためトラブルになりやすく、子供のみでは集団生活が厳しいと思われるが、各学校で情緒級の支援の先生は配置しているか伺います。

次に、通級について伺います。教育委員会では先ほども述べましたが、「育ち支援シートあい」や「相談ファイルあい」を作成していますが、これで発見できるのは高機能タイプ、知的障がいはないが発達に差のある子が多いようですが、高機能タイプの子は少しの支援が必要で、少し背中を押したら大丈夫ということで、小学校に行くか支援級か普通級へ行くのか保護者が迷ってしまいます。そういう子のた

めにあるのが普通級に在籍して通える通級です。それにもかかわらず、通級学級が町内に藍住南小学校にしかありません。ちなみに隣の徳島市では佐古小学校に言語障がいとLD。福島小学校では言語障がいとLDと自閉症。八万小学校では言語障がい、LD、ADHDこれは注意欠陥多動性障がいなど8校に通級指導教室があります。

また、鳴門市でも鳴門第一小学校は言語障がい、LD。桑島小学校がLDと自閉症、黒崎小学校は言語障がいとLDとがあります。通級で大丈夫な子が支援級、情緒級に在籍することになると、人員配置にも影響があると思われる。そのためにも通級を各小学校に作る事が効果的と思うが、いかがでしょうか伺っておきます。

次に、不登校児童の現状と対策について伺います。平成26年度の報告では小学校では19人、中学校では52人とのことで、平成20年度30人、21年度が50人、22年度が49人に比べ増えてきております。24年の6月議会において教育長は、教育委員会として不登校問題といじめ問題を最優先課題の一つとして認識し、取り組んでいくとのことでありました。23年5月より原則月1回、不登校児童生徒対応連絡協議会を開催し、不登校状態になっている児童生徒一人一人に応じた具体的個別対策を主要なテーマに協議しているとのことであったが、今も計画的に行われているか伺います。専門家によると、中学1年で不登校になった子は、中学卒業まで学校に戻ることは少ないといわれています。1か月より3か月、6か月より1年、1年より2年と、1日でも多く不登校期間が長ければ対応が難しくなると思われまます。不登校対策として、現状では学校や担任の先生に任せっきりの状態ではないかと思われまますが、先生も多くの生徒を抱えており、なかなか不登校の子供に手が回らない現状ではないかと思われまます。教育委員会が専門の先生を置いて対応して、不登校の子供たちがなくなるような対策をしてはいかがでしょうか。また、不登校児の中には何らかの生きづらさを感じている子も多い。小さい時から療育に力を入れて取り組んでいくことが不登校を減らすことにもつながっていくのではないかと思われまます。

次に、スポーツ振興について伺います。スポーツ経験者や指導者の導入による町民スポーツの拡大と健康増進の対策についてですが、町民体育館を核としてどのように取り組んでいるか。また、会員数1,400人で33教室を持つ藍住スポーツクラブとの連携はどのようにしているか。オリンピック候補ともいわれているバド

ミントンの松友選手のような将来活躍できる選手を育てるには、指導者の強化育成が必要であるが、本町は小学校のレベルは県下でも高いが、中学校に行くと高いのと低いとの差が大きいと思われます。これは専門的指導者がいる部では県下でもトップクラスであるが、未経験の指導者の部では、あんまり伸びていないと思われます。また、そのせいで優秀な子供は他県や他市に中学校も移っていることもあります。強化するためには、専門の先生を引っ張って来ると思うがどうでしょうか。

次に、町民プールについて伺います。石川町長は1期目の公約の中でも、2期目の公約の中でも、屋内型プール建設は、町民の健康増進や生きがいづくりには必要な施設であると考えます。また、子供たちの夢や希望をしっかりと受け止めることも町長としての責任であるとのことでしたが、公約になかった町民体育館建設や（仮称）藍住町文化ホールが本年度に着工が予定されておりますが、町民プールはいつ造るのか伺っておきます。

最後に、太陽光発電普及推進について伺います。26年3月議会において理事者は、太陽光発電などの普及策は公共施設と町内の事業所及び住宅について答弁しております。公共施設については、地域の防災拠点となる施設への設置も考えなければいけない。町内事業者への普及促進については、固定価格買取制度を利用するか、医療施設などの民間施設でも要件を満たせば補助事業により設置できるので普及促進していく。また、一般家庭での普及については、補助制度の創設について財政状況を見ながら実施について検討することであったということのように答弁されておりますが、その後いかがになったのでしょうか、質問いたしておきます。答弁により再問いたします

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長

それでは、小川議員さんからのまず初めに、小学校のエアコン設置に関する御質問にお答えをいたします。

今議会開会日の町長からの報告事項にもございましたとおり、本年度は両中学校へのエアコン設置を予定しているところでございます。中学校への設置が完了いたしましたら、次は小学校への設置を進めていきたいと考えておりますが、小学校への設置につきましては、学年数が多く、設置が必要な教室数も多いことから、4小学校の全ての学年を単年度で実施するのは困難ではないかと考えております。このため、現段階では、平成28年度以降に複数年をかけて整備する形で想定をいたし

ておりますが、実施に当たっては、今後の財政状況や、国庫補助金等の動向も踏まえて検討していく必要があると考えております。

続きまして、特別支援教育についての御質問にお答えをいたします。本町には、特別支援教育に関する組織として、藍住町教育支援委員会、藍住町特別支援地域連携協議会、藍住町学校教育研究会特別支援教育部会等があります。その中でも、特別支援地域連携協議会においては、教育・福祉・医療・保健が密接に連携を図り、本町全ての子供たちの健やかな発達を支援することを目的に機能しております。

また、気づきチェックシートである「育ち支援シートあい」や、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期へのサポートファイルとしての「相談ファイルあい」の作成もこの組織の独自事業として行いました。町内各校・各園では、特別支援教育コーディネーター、一、二名を指名し、校内や園内での特別支援教育の推進を図る要としております。

また、校内教育支援委員会を随時開催し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の支援方法等について協議を行い、指導に生かすとともに、家庭・療育施設・支援学校等との連携を図っていております。支援を必要とする幼児・児童・生徒には、園内委員会の協議事項や小中学校の教育課程を基に、個別の指導計画や教育支援計画の作成を行い、支援に当たっています。

また、保育所・幼稚園・小中学校が連携し、途切れることなく支援を継続していくことができるようにしております。

次に、「育ち支援シートあい」「相談ファイルあい」の活用についてでございますが、両者とも、保育所、保育園、幼・小・中学校の職員及び町教育委員会職員による藍住町特別支援教育コーディネーター会が中心となり、平成23年度に検討を重ねて作成したものを、平成24年度から使用を開始しております。「育ち支援シートあい」は、幼稚園の新入園児を対象とし、4月末頃のPTA総会で保護者全員に目的等の説明をした上で、6・7月に4歳児全員に配布して記入をしてもらい、7月の個人懇談で担任と話し合ったり相談したりするきっかけとしております。したがって、先ほどの件数につきましては、まだこれからといったところがございます。これは、全ての子供たちの健やかな発達を支援することを目的としており、また、支援を必要とする幼児の早期発見と早期の手立て、保護者の理解と協力という視点からの目的もございます。「相談ファイルあい」は、診断が出て療育施設に

通っている幼児や保護者からの申出があった場合など、個別の教育支援計画作成に保護者の同意を得た幼児や児童生徒を対象として配布をしております。これは、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期までと、長期にわたって支援していくためのファイルでもあり、基本としては、保護者の方が手元に置いて活用していただくものとなっています。利用開始の平成24年度から現在までで、95名の申込みがあり配布を行っております。なお、利用者アンケートを昨年度に実施し、それを基に内容の改訂をしたものを今年度から活用を開始する予定でございます。

続きまして、療育施設と幼稚園等の併用に関しましてですが、これにつきましてはその幼児の状態から、保護者や療育施設の意見に基づいて、幼稚園での入園面接時の話合い等を行っております。支援を必要とする幼児は、一人一人状態が違いますので、まずは療育施設での生活と幼稚園生活における目的の違いについて御理解いただくところから始めております。療育施設では、専門的なカリキュラムによる個別の指導、幼稚園では、集団生活の中での友達との触れ合いを主とすることを目的とするということをお話し、入園に向けて進めています。幼稚園との併用は、地元の同年齢の子供たちに慣れ合うことや、大勢の友達から刺激を受けるという利点もありますが、医療行為を必要とする場合など、その幼児の状態によっては、幼稚園と併用するより、専門性の高い療育施設に通われるほうがよいと思われるケースもあります。こういったことを踏まえて、一人一人の状態に応じたよりよい対応ができるように取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、特別支援学級等の現状についてでございますが、町内の小中学校において特別支援学級に在籍をしております児童生徒のまず人数でございますが、6月1日現在で、小学校が79人、中学校が27人で、合計106人となっています。このほか、現在、幼稚園において支援を必要とする園児の人数は、49人となっております。

また、在籍する特別支援学級の種別ごとの人数は、小学校では、知的支援学級が35人、自閉症・情緒支援学級が39人、肢体不自由その他の支援学級が5人であり、中学校では、知的支援学級が13人、自閉症・情緒支援学級が11人、その他の支援学級が3人となっております。特別支援学級は、種別ごとに8人以内で1学級が編成されておまして、この学級単位で担任の先生がそれぞれ配置されております。また、この上に町の施策としまして、各学校に1名ずつの特別支援教育支援

員を配置してありまして、支援体制の充実に努めております。

次に、通級指導教室についてでございますが、これは、通級による指導を行うものであり、平成5年の学校教育法施行規則の一部改正等によって制度化されたものであります。通級による指導とは、通常の学級に在籍している心身に軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いながら、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を、特別の指導の場で行うという教育の形態であり、この特別の場が通級指導教室ということでございます。本町では、平成6年から藍住南小学校に通級指導教室を設置してありまして、現在は、言語と学習の面ですみずきがある児童に対する通級指導教室として、2学級が設置されております。通級指導教室は、他の学校や町外の学校からも利用することができることとなっております。現在、藍住南小学校の通級指導教室を利用している児童は、合計36名でございますが、このうち11名が他校からの通級者であり、さらに、このうち3名が町外の学校からの通級者であります。南小学校の通級指導教室におきましては、言語と学習の面ですみずきがある児童に対して、コミュニケーションの能力を高め、児童の持つ能力や特性を十分に発揮できるように支援し、学校生活及び社会によりよく適応できるようにすることを教育目標に置いて取り組んでおります。

御質問にございました、他の学校、町内の学校にも設置できないのかといった御質問でございますが、これにつきましては、町内の他校からも本年度の設置に向けた申請を県のほうに提出いたしておりましたが、県全体の教育予算の配分の関係もあり、本町では藍住南小学校のみの設置となっております。今後も設置希望がある学校につきましては、県に要望し、働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、不登校児童生徒の現状についてでございますが、5月19日現在で把握しております不登校児童生徒の状況をまず申し上げます。小学生では、学校を休みがちの子が9人、不登校児童生徒のための適応指導教室であるキャロツ子学級に通級している子が1人、在宅不登校傾向にある子が5人で、合計15人となっております。中学生では、学校を休みがちの子が11人、キャロツ子学級に通級している子が10人、在宅不登校傾向にある子が12人で、合計33人となっております。小中学校を合わせて合計48人となっております。

なお、文部科学省の定義では、年間を通じて合計30日以上休んだ時点で不登校

とされており、また、適応指導教室に通学している子は出席扱いになっておりますが、今申し上げました人数につきましては、今現在、学校に行けているかどうかという観点で捉えた人数でございます。本町におきましては、定期的に先ほどもございましたように不登校児童生徒対応連絡協議会を開催いたしております、学校・教育委員会・キャロツ子学級・スクールカウンセラーの関係者が出席し、不登校児童生徒一人一人の実態把握とその対応について確認するとともに、協議を行っております。不登校児童生徒に対する対応につきましては、不登校の児童生徒数を少しでも減らしていくこと。在宅不登校の児童生徒には特段の関わりを持つようにすること。また、事後対応から予防的な対応へということを目標に置いて取り組んでおります。基本的な対応策としては、学校から不登校児童生徒の家庭へ、学級担任を核とした関係者による日常的なコンタクトを行うことによって、信頼関係を構築すること。また、キャロツ子学級から学校へ戻れる子を増やしていくこと。また、学校・家庭・キャロツ子学級・教育委員会の一層の連携を図るとともに、スクールカウンセラーの専門的な知見を一層活用し、不登校が心配される子供への早期対応に努めることとしております。さらに、子供の自己肯定感や社会性の育成を目的として、平成24年度から予防教育を導入し、順次、対象の学年を拡大してきておりまして、本年度は町内4小学校の3年生から6年生までで実践授業を行う予定にいたしております。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

小川議員の幼児教育についてのうち受給者証の日数について答弁いたします。

障がい児通所支援サービスには、未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を促進する放課後等デイサービス及び障がい児が通う保育所等を訪問し、保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援があります。いずれも、療育を目的としたものであり、個別療育、集団療育を行う必要があると認められる子供を対象にしております。本町はこれらのサービスの支給量を、週5回程度の利用を基本として月23日を限度としております。ただし、サービスを利用すること

により発達が期待できるなどの申出がある場合等、個別に事情をお聞きし、サービスの支給量を増やす必要があると認められるときは、月23日を超える場合があります。他の市町村とのサービス日数の差につきましては、今後、近隣の市町村の状況を調査いたしまして、本町として適切なサービス支給量を検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

榎本社会教育課長。

榎本社会教育課長 小川議員さんのスポーツ振興について、御答弁をさせていただきます。

第1点目は、スポーツ経験者や指導者の指導による町民スポーツの拡大と健康増進対策についてでございます。町民の生きがいづくりや健康増進を図るために、町ではスポーツ推進委員・町体育協会・スポーツクラブ・スポーツ少年団の方々等の御協力をいただきながら「あいずみファミリースポーツフェスティバル」をはじめ、「町内マラソン大会」また、「スポーツ少年団駅伝大会」等の各種行事を計画し、事業実施を行っております。

また、スポーツクラブとの連携につきましては、一般の方を対象にして保健指導や運動支援、また、65歳以上の方を対象とした介護予防教室等を事業委託をお願いしております。

また、次に町民体育館を核としてどのような取組をしているのかとの御質問でございますが、昨年度から、従来からは地域社会や学校・家庭が連携して、夏休み中に実施している「子どもと親子のための夏休み教室」の中で、「室内球技体験教室」としてバドミントンとバスケットボールの体験教室を行いました。残念ながら、卓球とバレーボールの体験教室は台風のため中止となりました。体験教室では20名余りの子供たちが参加し、うち、3名が後日、スポーツ少年団へ入団いたしました。本年度も昨年と同様に体験教室を開催し、子供たちにスポーツの楽しさを体験していただきたいと考えております。また、8月5日には株式会社ジェイテクトの御協力をいただきジェイテクトSTINGSとスポーツ少年団との交流会を予定しております。今後もスポーツ人口の増加と健康増進を図るため、町民の皆さん方のお知恵をお借りしながら方策を講じていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、第2点目のスポーツクラブとの連携と将来活躍できる選手や指導者の育成

について、御答弁をさせていただきます。本町には、スポーツ少年団が22団あり、熱心な指導者の下で、小学生の時から野球やサッカー、バドミントン等の練習に励んでおります。その成果もあって、全国大会や四国大会等で活躍する選手を輩出しています。しかしながら、中学校に進むと学業との両立や指導者等の関係で、伸び悩む事例も生じております。中学校教職員の指導者確保につきましては、教科と部活に精通した先生の確保に努めておりますが、人事異動の際には、教科を主体としているのが現状であります。小川議員さんも御指摘のとおり、指導者不足等から地元での育成が困難とならないよう、今後も教職員の確保につきましては、鋭意努力をいたしたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

第3点目の御質問は、町民プールはいつ造るのかとのお尋ねでございます。本件につきましては、4年前の東日本大震災の発生等もあり、まずは、子供たちの安全を最優先に考え、小中学校の耐震工事を実施いたしました。さらに、本年度中には、文化ホールの建設も控えております。

また、藍住中学校の耐震工事の際には、単独でプールを建設いたしました。一方、町内及び町周辺には民間の温水プールもありますので、民間に任せられるものは、民間に任せるべきであるとの判断もあろうかと思えます。以上のことから、現在のところは、町民プール建設の予定はございません。御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長

それでは小川議員さんの御質問のうち太陽光発電関係について御答弁をさせていただきます。

公共施設と町内の事業所及び住宅における太陽光発電の普及策について御答弁をさせていただきます。太陽光発電の公共施設への設置でございますが、将来的には、特に災害時に地域の防災拠点となる施設への設置について、検討しなければならないと考えております。町内事業所への普及促進でございますが、医療施設などの民間施設でも防災拠点になるなどの要件を満たせば、補助事業により設置することができます。これにつきましては町の広報でお知らせをいたしました。しかしながらこの補助事業は平成27年度で打ち切りとなりますので、今後は国の補助事業の動向を見ながら普及促進をしてまいりたいと考えております。

次に、一般家庭への普及についてでございますが、補助制度の創設については、一般家庭向けへの国の補助事業が廃止された現在、制度や状況の変化を踏まえ、町単独での事業は慎重に行わなければならないと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

佐野議長

小川幸英君。

小川議員 答弁をいただきましたので、再問したいと思います。

まず初めに、小学校のエアコン設置について伺いましたが、28年度以降、複数年かかるというような答弁いただきました。これ、中学校から換算して大体1小学校にどれぐらいのお金があるのか、ちょっと分かったら報告していただきたいと思っています。

それと、6月早々より熱中症状況が報じられるようになりました。これから夏にかけてますますそういう人が増えると思いますが、子供たちにとっても厳しい夏到来という季節になります。特に先ほども述べたように、支援級の子供たちは体温調節の能力の弱い子が多いと言われております。適切な室温での生活が絶対必要と言われておりますので、そういう子供たちから先でも取り組んでいただけたらと、1日でも早く小学校にエアコンが設置されることを要望しておきます。その点、答弁お願いいたします。

それから特別支援教育の実情と対策について伺いました。積極的に取り組んでいるところもありますし、また、まだもう一つ取り組まれていないというようなところもあります。先ほども言いました第4期障がい福祉計画について、児童発達支援とか放課後支援、デイサービスの見込み量、これが26年度が見込み量56人、27年度が52名、28年度が52名、29年度が65名ともそういう見込みをしておりますが、やはりこれは先ほどの「シートのあい」とかを活用してしたらもっと人数が増えてくるのではないかと、この見込み量は一体どうやって算出したのか答えていただきたいと思っています。先ほどの「育ち支援シートあい」や「相談ファイルあい」については7月中に保護者の方と話をするので、まだ、掌握していないということでありました。やはりこれは昨年出されてた資料と思うんですけども、まだ7月中にできてないというのは、ちょっとおかしいと思いますが、昨年の資料、今しよんですか、ちょっとこれもう1回聞いておきます。やはり教育委員会が出し

てますよね、もっと積極的に関わっていくべきではないかと思いますが、これも答弁お願いいたします。

これも幼稚園の入園説明会ですか、その時に渡して説明しているとのことでしたが、これ、もう少し早く4歳児になる前にそういう会が、またあると思うんですけど、その会の時に、もう少し早く相談の場を設けたらと思いますがいかがでしょうか。また、これについて各幼稚園で非常に差があると言われております。やっぱり統一して、教育委員会として、統一して前向きな取組をいただきたいと思えます。この点も答弁いただきます。

また、先ほど日数について受給者数の日数について伺いました。他町と比較して検討するというような、そういう相談があれば考えているというような答弁もありましたが、やはりこれは保護者の方は1日でも早く子供がそういう勉強をしてほしいという願いがあると思えますので、先ほど私が言いましたように、徳島市は毎月の日数また、北島町では29日しております。これは必ず把握しておりますので、やっぱり藍住町も他町に負けないような福祉が充実した町と言われておりますので、是非これは進めていただきたいと、そんな悠長なこと言わずに取り組んでいただきたいと思えます。

次に、不登校の現状を伺いましたが、毎年、年々多くなっているというような状況も説明いただきました。教育長が以前に熱くこれに取り組んでいくというようなことを語られましたが、今日は時間がありませんので、教育長には聞きませんが、やはり教育委員会として専門の人、一人でも多くこしらえて、早急に当たっていくのが肝心と思われますので、この点、再度強力に取り組まれること願っておきます。

次に、町民プールについて伺いました。これは町長の1期目、2期目の公約でしたので、町長に是非答弁していただきたいと思えます。ちなみに姉妹都市の河北町は河北町においても、いろいろな予算の面とか人口面で、近隣の他町の施設があるのでというような議会でも答弁されたようですが、河北町の町長は、やはり町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に必ず寄与するというので、建設されると聞きました。もう一度町長にこれは伺っておきます。

それから以前に同僚議員の質問に対して、今のところ町民プールがないので他町や、また、町内にある施設に通っている人に対して、何らかの割引券的なものを発行を検討するというようなことがありましたが、これはどうなったのか伺っておき

ます。答弁により再々問いたします。

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長

小川議員さんからの再問にお答えをさせていただきます。まずエアコンにつきまして、小学校ではどのくらいの費用が必要とされるか、想定されるかといった御質問でございます。今回の中学校への設置に当たっての費用から想定をいたしまして、概算見積もってみた数字でございますけれども、学校によって状況が違いますので、1校ごとというのは、なかなか難しいところでございますけれども、設計費、また管理、工事費、全て含めまして、大体5,200万円程度から、多くかかるところでは7,000万円程度というところで想定されております。したがって、4校合わせまして現在の想定でございますが、約2億4,000万円ぐらいになってくるのではないかとというふうに想定いたしております。

続きまして、「支援シートあい」によって相談をされる方の人数でございますが、先ほど申し上げましたのが、7月の個人懇談会というふうなことで申し上げましたが、本年度の状況について申し上げたところでございまして、昨年度も実施をしております。この相談がありました人数につきましては、今現在、数字的なものを持っておりませんので、また、後ほど確認をいたしましてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それと「育ち支援シートあい」、これの説明につきまして、先ほど申し上げましたように、現在4月の末頃のPTA総会で保護者の方全員に説明をした上で、順次配布をいたしておるといような状況でございます。もう少し早くそういった説明、配布ができないかというふうな点につきましては、また、幼稚園のほうにも相談をさせていただきまして対応できるようでありましたら早い対応のほうについても考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐野議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

小川議員の再問の中で、第4期障がい福祉計画の見込み量をどのように立ててきたのかという御質問がありました。その件に関して御答弁させていただきたいと思っております。

この第4期障がい福祉計画につきましては、過去の実績等から平成27年から3年間の分につきまして、サービスの利用量の確保と数値目標の設定を行っております。今、御質問がありました児童発達支援につきましては、未就学の障がい児に対

して日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練を行うということでもありますので、子供自身の将来的な数とか、そういう面も含めまして、未就学でありますので、やがて就学へ移動していきます。そういったことから見込み量を立てております。その見込み量につきましては、計画書のとおりでございます。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長 石川町長。

石川町長 小川議員さんの再問の中で、町民プールはいつ建設するのかという御質問ございましたけれども、現在のところ町民プールにつきましては、建設するというについては計画がございません。以上、答弁とさせていただきます。

(小川議員、「受給者数の日数の答弁。」との声あり)

佐野議長 三木福祉課長。

三木福祉課長 受給者証の日数について、再問について御答弁させていただきます。

この日数につきましては、今後、近隣の市町村の状況を調査いたしまして、本町として適切なサービス、受給量を検討してまいりますということで、先ほど答弁いたしましたが、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

佐野議長 小川幸英君。

小川議員 特に特別支援教室についての答弁をいただきました。本当に子供たちの将来のために幅広い活動が、町ぐるみでの活動が必要と思っておりますので、どうか力を一杯に取り組んでいただきたいと思います。これで終わらせていただきます。

佐野議長 昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時10分といたします。

(時に午後0時10分)

佐野議長 休憩前に遡り、一般質問を再開いたします。

(時に午後1時10分)

佐野議長 次に、6番議員・西川良夫君の一般質問を許可いたします。

佐野議長 西川良夫君。

西川議員

議長から許可がありましたので、一般質問を行います。

まず、藍住町の下水道事業についてお尋ねします。下水道事業のこれからの方向性について、旧吉野川、今切川流域にある2市4町において実施する旧吉野川流域下水道事業の第1期計画の整備状況では、県が施工する幹線管渠24キロメートルが完成し、終末処理場アクアきらら月見ヶ丘、旧吉野川浄化センターで平成21年4月1日から一部供用開始に至っております。

藍住町の下水道事業全体計画によると、平成50年度完成、計画処理面積990ヘクタール、全町を対象として計画処理人口約3万4,000人となっております。この事業計画時から社会情勢は大きく変化し、平成20年頃から全国的に人口減少、超高齢化社会へと転じました。40年頃には消滅自治体が四国でも徳島県が一番多いと発表しております。徳島県の将来推計人口によりますと、下水道事業が始まった平成13年には82万4,264人でありました。今年に入り76万2,834人、40年には57万1,016人、後13年で25万3,248人が減少するとしております。事業を進めております旧吉野川流域2市4町でも、約3万人の人口減少が予測されております。

このような社会情勢から徳島県の汚水処理構想では、人口流出や少子化等による人口減少のため集合処理による整備を計画していた区域の整備効率が低下し、整備手法の見直しが必要となっている。集合処理での整備効果が低下している地区では、個別処理へ整備手法を見直し、合併処理浄化槽による整備を進めていく必要があると示しております。下水道事業は人口密度が大きく関係しており、国土交通省の資料によりますと、現在整備されている人口1万人以上5万人未満の地域で、接続率82.7%で、汚水処理原価1立方メートル当たり209.6円、経費回収率67%、これが人口30万人になりますと、汚水処理原価が145.4円、経費回収率92%となっております。下水道事業全体の経費回収率は約60%台にあり、下水道使用料収入では汚水処理費を賄っておらず、不足分は一般会計繰入金に依存しているのが現実であります。規模が小さいほど経費回収率は低下する傾向にありますが、その原因としては、スケールメリットが働きにくく、整備費や維持管理費が割高になることにより汚水処理原価が高くなること、高齢者世帯や低所得世帯が多く接続率が低いこと等が考えられると分析しております。下水道計画においては、人

人口減少を適切に考慮しないことによる影響は、汚水量の減少により施設能力に対する稼働率が低下した場合の水処理機能や管路の流下機能が低下すること、使用者の減少により使用料収入が減少した場合、下水道経営や財政の悪化につながります。これらの問題を深刻に受け止め、計画段階から人口減少を適切に考慮した整備・管理を進めていくことが不可欠となっております。

このような状況の中で、過大な施設計画によるコスト増や、事業の長期化が現実的な課題となるため、従来の下水道計画と異なり、時間軸を踏まえた考え方を導入し、下水道計画区域の設定や施設計画を立てる必要があります。国は、今後10年ぐらいをめどに完成を目指すよう求めており、補助金も次第に減額されるのではないかと懸念されているところであります。

旧吉野川下水道事業は2市4町で進める広域事業でもあり、関係自治体との連携の下に、厳しい現実の課題に最も有益な方法を見出し、住民にも分かりやすい方向性を示す必要があるのではないのでしょうか。

次に、下水道事業の公営企業会計についてお尋ねします。現在の会計方式については、事業の実態が非常に分かりにくいと思っております。下水道事業は独立採算性が原則となっており、公営企業会計への移行によって経営の効率化など、事業コストの意識も高まることが期待できます。減価償却や資産など明確になれば下水道事業経営の透明化が進み、住民に対する説明も分かりやすくできるようになると思います。各地で上下水道の統合が進む背景としては、異なる両者の会計制度を統一する機運が高まっていることも影響しているといわれております。今年に入って総務省は、地方自治体の下水道事業と簡易水道事業に減価償却など、民間企業の会計制度の要素を取り入れた公営企業会計を適用するロードマップをまとめております。下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、重点事業と位置づけ、集中取組期間内に公営企業会計に移行することが必要であることとして、15年度からの5年間を集中取組期間に位置づけ、人口3万人以上の自治体は、20年4月までに公営企業会計に移行させる考えを示しております。これまでも多くの自治体で、条例を改正して下水道事業に企業会計を適用する動きが拡大しております。さらに、行革を促進する観点から会計制度の統一を機に上下水道の組織統合まで進める自治体が広がっております。本町の公営企業会計への移行についてお尋ねをします。

続いて、学校情報マナーの取組についてお尋ねしたいと思います。インターネットの普及による社会の情報化は、子供たちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしています。特に、パソコン並みの性能を備えたスマートフォンは、長時間利用による健康や学習への悪影響のほか、いじめやインターネット上の犯罪の温床になるなど多くの問題が浮上しており、ネットの適切な活用方法、情報マナーの向上の取組が一層求められているところであります。総務省が昨年9月に公表した青少年のネット・リテラシー、いわゆる情報ネットワークを正しく利用することができる能力のことでありますが、その指標によりますと、スマホ保有者は全体の88.1%、昨年度の84%より上昇しております。1日のインターネット利用時間が2時間を超えると、リテラシーが低くなっていくという結果が出ています。同省では、近年、関係事業者・団体と連携して、青少年が安心・安全にインターネットを利用するため、青少年や保護者・教職員等に対し、ネットリテラシー・マナー等の向上のための講座等を多数開催し、啓発活動を行っています。

また、こうした活動を今後も円滑に実施していくためにも、地域における自主的に継続可能な枠組みの構築が必要との観点から、各地の学校や自治体・企業・NPO等がネットリテラシー・マナー向上等のために自主的に活動をしている様々な事例を収集し、事例集として取りまとめ昨年10月に公表しております。子供たちにネット接続を規制することより、使いこなす能力を育てることが重視されております。藍住町各学校でもパソコン、スマートフォン等、マナー向上のための取組が行われていると思いますが、その現状をお尋ねしたいと思います。以上、答弁により再問いたします。

佐野議長

奥田下水道課長。

奥田下水道課長

それでは西川議員の御質問のうち、公共下水道関係について答弁をさせていただきます。

下水道事業は、公共水域の水質保全、地域住民の快適な生活環境の確保など、環境行政の大きな役割を持ち、都市化の進む本町にとって極めて重要な事業であることを議会において、答弁をさせていただきました。第1期及び第2期事業認可区域は、奥野・矢上両地区を下水道整備することにより、正法寺川流域の生活環境の確保等において、下水道事業の果たす役割は、非常に大きいものと認識をいたしております。また、第2期事業認可区域以降の公共下水道事業につきましては、

公営企業としての独立採算制を経営の基本として、経費が事業経営に伴う収入を充てることから、大型商業施設等を計画区域に取り込むなど、下水道経営の健全化に取り組んでいるところでございます。

御質問の下水道事業計画の今後の方向性につきましては、今年度が藍住町汚水処理構想の見直し時期に当たり、平成26年1月農水省・国交省・環境省3省合同の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が示され、これを受けて本町でも汚水処理構想を策定する計画でございます。

汚水処理構想は、下水道、合併浄化槽など、汚水処理施設を計画的かつ効率的に整備するために地域ごとの最適な整備手法を選定し、整備目標を示したもので、汚水処理施設の基本計画に位置づけられております。今後の下水道事業計画等は、この汚水処理構想を踏まえ、人口密度の高い地域かつ、公営企業として採算の見合う地域から整備を計画していきたいと考えております。また、徳島県汚水処理構想の策定方針は、10年から15年間で汚水処理人口普及率100%を目指す計画方針であり、この計画方針に基づき本町の汚水処理構想策定は、15年計画の下水道整備区域を確定するとともに、下水道整備区域以外の区域については、個人設置型の循環型社会形成推進交付金事業で合併浄化槽を推進してまいりたいと思っております。

なお、当町の汚水処理人口普及状況は、徳島県全体の54.1%に対し49.8%と低く、汚水処理人口普及率の向上のため、浄化槽設置整備補助金について県下市町村の補助金交付状況を調査し、単独浄化槽から合併浄化槽への転換補助金の増額を検討し、平成28年度から実施していきたいと考えております。

次に、下水道事業会計の変更と上下水道組織統合の推進についての御質問につきましては、総務省より平成26年8月「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が示され、人口3万人以上の市町村を対象とした下水道事業及び簡易水道事業を重点事業と位置づけ、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計への適用要請が本年の1月にありました。当町においては、公営企業会計移行に係る財政支援措置の対象期間が、平成27年度から平成31年度までの5年間であるため、今年度から予算を計上し、4年間で公営企業会計へ移行する計画でございます。

なお、地方公営企業法の財務、組織、職員の身分等の取扱い等の法規定につつま

しては、財務規定のみの適用される一部適用を考えておるところでございます。

続いて、上下水道組織統合の御質問につきましては、下水道事業は平成31年度から地方公営企業法一部適用企業となる計画で進めておりますけれども、上水道事業につきましては、昭和43年に既に全部適用の地方公営企業でございます。組織統合するためには、下水道事業の法適用を全部適用として、関係条例の改正をすることで可能となります。議員御質問の組織統合の県下の状況を調査いたしましたところ、県下24市町村で上下水道事業の組織統合を行っている市町村は、海陽町と吉野川市の2市町でございました。さらに、統合時期及び統合理由を確認したところ、海陽町は、平成18年の町合併に併せて統合したとのことであり、吉野川市につきましては、本年4月から下水道事業の法的、適用の準備に併せて組織統合をいたしております。

また、県外の組織統合を実施した自治体を調査したところ、統合時期につきましては、下水道の建設整備段階から下水道の維持管理段階に切りかわっている自治体の組織統合でありました。吉野川市につきましても汚水処理人口普及率62.5%のうち、下水道の汚水処理人口普及率は47.9%と普及していることから、当町の組織統合の時期につきましても、下水道事業がある程度普及した段階で組織統合するのが望ましいと考えます。上下水道事業の組織統合はメリットといたしまして、職員の削減や開発に伴う事前協議など、申請窓口を集約することができ、住民サービスの向上につながるため、今後、下水道事業の公営企業会計への移行準備と併せまして、この上下水道組織統合についても検討させていただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長

西川議員さんからの学校におけるインターネットの適切な活用や情報マナー向上の取組についての御質問にお答えをいたします。

初めに、藍住町の児童生徒における携帯電話やスマートフォンの所持率でございますが、昨年の調査結果によりますと、小学校6年生で60.6%、中学校3年生が79.7%であり、いずれも全国平均や徳島県平均を大きく上回っております。携帯やスマートフォンには利便性がある反面、子供が使用する際には、大人以上に危険性や弊害が伴います。子供自身は軽い気持ちで使っているつもりでも、犯罪や事件の被害者にもなり得ますし、逆に、いじめ等の加害者にもなり得ます。このた

め、インターネットの適切な活用や情報マナーに関する教育は大変重要であります。学校における取組につきましては、小学校では、高学年を対象に携帯電話事業者等に講師を依頼して携帯安全教室を実施しており、インターネットやオンラインゲームに潜む危険性や、携帯電話の利用によるトラブルの回避、情報モラル等について指導をいただいております。

また、総合的な学習の時間や学級活動をはじめ、様々な授業の中でインターネットの仕組みや情報の見極め方や、著作権についても指導を行っています。中学校においても同様に、講師を招いて携帯電話安全教室を実施しており、自分の携帯電話が全世界に広がっていることを理解するとともに、公開することのリスクを考えて利用し、必ずフィルタリングをかけること、情報モラルやネットスキル、家庭や友達とのルールづくりを考えて責任を持って使うことなどを学習しています。

また、インターネットの適切な活用方法に関しては、技術科の授業において、ネットワークやID、パスワードなどについて、その利用マナーや管理などの情報教育を行っており、このほか、文字での伝達は会話とは違った伝わり方をする場合があることや、ツイッター等でのトラブル、個人情報の漏えい等の危険性についても理解させるようにしております。

このほか昨年12月には、学校や保護者代表にも御協力をいただき、「小学生のための携帯・スマホ利用の留意点」と、「中学生のための携帯電話等の安心・安全な使用について」という啓発資料を作成し、この春にクリアファイルに印刷したものを全生徒に配布をいたしました。そして、これを基に各家庭において携帯電話等の利用に関して話し合っていたいただき、自主的なルールづくりをしていただくよう、呼びかけをいたしているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

西川良夫君。

西川議員

答弁をいただきましたので、再問をしたいと思います。

下水道事業のこれからの方向性については、15年ぐらいから後に、合併浄化槽、また、その人口動態を見極めながら併用して進めていくと、こういった内容でなかったかと思えます。公営企業会計については、これから4年間かけて公営企業会計に移行するというところでございます。その取組に期待をしたいと思います。

今後、税収の大幅な増加は望めないと思えます。むしろ、高齢化に伴う財政需要

の増大が見込まれる中では、一般会計繰入金を増やしていくことが困難な状況になることが予想されます。そのことを前提に、整備事業の全体的な見直しを行う必要があると思います。藍住町も一定時期から人口減少、超高齢化の加速が予想されております。今後の下水道整備を進めるに当たっては、人口動向や普及率の推移を見通し、起債発行に伴う資本費の将来負担を推計し、適正な事業の実施ペースを踏まえた計画策定を行う必要があるのではないのでしょうか。

国土交通省の調査でも明らかのように、人口5万人未満の下水道整備効果は低いことが分かっております。藍住町が全町整備されたとしても、汚水処理原価の割高、費用回収率も70%に満たないことが予想できます。分かりやすく言えば、拡大すればするほど多額の設備費用、維持管理コストが上昇し、一般会計からの繰入金も増加していくこととなります。これからの方針として、整備効果や効率性、住民の意見などを聞いた上で限定的な区域の整備にするのか、それとも広げるだけ広げるのか、いずれにしても投資コストや将来負担などを考慮し、地域に適した排水システムの整備に向けて綿密な調査を行う必要があると思います。

続いて、学校における情報マナーの取組についてであります。現在、小学生・中学生のスマホ保有率が非常に高くなって、また、増加傾向にあるということです。また、各小中学校では安全教室等を行っているという話でございました。特に、最近、世間をにぎわしているのが公的年金などの個人情報流出問題です。大事な個人情報を扱う公的機関が、簡単に情報流出に至ったことは通常考えられないことですが、このような被害は日常的に発生しており、ユーザー自体のサイバー攻撃に対応する能力がますます要求される時代となりました。1990年初頭からITコンピュータやデータ通信に関する技術が急速に発展し、私たちの生活はより便利にどんどん変わっていきました。平成生まれの今の子供たちは、デジタル社会の真ただ中に生まれ、生まれた時からITに接していたため「デジタルネイティブ世代」とも呼ばれています。デジタルネイティブ世代の子供たちを取り巻く環境は、親世代の子供の頃と比べ大きく異なっております。最近では、その環境の変化が加速度を増して進み、ネットに関わるトラブルがどんどん低年齢化しています。今の小学生は、幼児期から動画投稿サイトやスマートフォンに触れているため、簡単に機器を操作しますが、正しい使い方やマナーを学ばないうちに、興味や欲望の赴くままにそれらを利用することで様々なトラブルが起こっております。子供たちは、世の中

の急激なIT化により、これまで経験したこともないようなサイバー犯罪の危険や親世代が想定できないトラブルに、いつ、見まわれてもおかしくない環境に置かれています。このような問題の解決策の一つとして、「総務省ICTメディアリテラシーの育成」のウェブサイトでは以下のような資料を提供しております。ICTメディアの利用を制限してトラブルを回避するのではなく、子供のコミュニケーション能力そのものの向上を支援し、ICTメディアを有効活用できるようになることを目指し、主体的なコミュニケーションの育成に資するための教材を平成21年度に作成しております。さらに、ICTメディアは、その普及に伴って学校・社会生活の中で果たす有用性等も高まってきており、その特性や、状況に合わせた適切な利用方法について理解することが、学校・社会生活を営む上で重要になってきていることから、平成22年度においては、想像力・表現力・コミュニケーション能力の向上など、情報活用能力の育成を促すための教材を作成しました。さらに、国が推進するe-ネットキャラバン活動におけるボランティア講師派遣事業などの活用も広がっており、これらのサービスを積極的に取り入れることで一層の充実した人材育成につながると思います。このようなサービスをしっかり活用して、全校生徒が学習できるような取組を一過性に終わらされず継続して実施する必要があると思います。以上、答弁をいただきまして再々間を行います。

佐野議長

奥田下水道課長。

奥田下水道課長

それでは西川議員の再問に答弁をさせていただきます。

今後の下水道事業は、整備効果と効率性があるか検討するべきでないかというような御質問であったと思います。下水道事業は、事業規模が大きく一定の面整備を前提に効果があらわれる事業でございます。議員の御指摘のとおり多額の事業費を要します。第3期以降の事業計画区域につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、人口密度の高い地域という要因だけではなく、今後、議員の御指摘のとおり、整備効果と効率性等を含め公営企業として採算の見合う地域を検討して計画してまいります。

また、実現可能な計画に基づく長期的な視点で財政運営にも与える影響を考慮しまして、健全な事業経営を行ってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長

学校における情報マナーの取組についての再問
にお答えをさせていただきます。

西川議員さんの御指摘のとおり、情報マナーの向上につきましては、携帯スマホの適正な、また、安全な利用等を踏まえた中で大変重要な取組でございます。また、情報を有効活用していくために、情報活用能力の向上を図っていくといったことについても非常に重要なことではないかと思えます。様々な教材を活用した中で、今後も継続して全校で取組ができていけますように、努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

佐野議長

西川良夫君。

西川議員

以上で質問を終わります。

佐野議長

次に、3番議員・濱眞吉君の一般質問を許可いたします。

佐野議長

濱眞吉君。

濱議員

議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めます。

本日の質問は、地方創生についての質問を行います。今から25年前、竹下政権が全国の自治体に1億円を交付した「ふるさと創生事業」。まちおこしの気運が高まった一面はありましたが、経済的には限定的なものでありました。安倍政権の看板政策、地方創生。この地方創生で市町村に創意工夫が求められている今、地方創生の政策を地方自治体は全力で受け止めなくてはならないのであります。地方自治体が成長する活力を取り戻し人口減少を克服する。そのためには、町民が安心して働き、結婚し、子育てができる、さらに、都会から地方への人の流れをつくる必要があります。人口減少、超高齢化、それに付随する認知症、介護、福祉などがありますが、これらを克服して現在、安倍政権のアベノミクスがつくった景気のわずかな上向きを更に伸ばして、本格的な景気回復にしていくためには、まさに待ったなし。もし、地方創生が失敗に終わることがあるならば、我が国の未来は名誉ある地位を維持できないのであります。この日本の命運は、地方政治が握っているとさえいわれております。従来の取組の延長線上にないような若い新鮮な発想、次元の異なる大胆な施策、これに中長期的な観点からアプローチしていき、そして、

確かな結果が出るまで断固としてやり抜く力強い実行力が、地方自治体には求められています。

質問をします。現在、安部政権が発する地方創生を藍住町役場ではどう計画して具体化し、実行していくのか示していただきたい。企画課長に質問しますが、もしその内容がなければ、内容が十分でなければ、町長に質問を変えることもあります。というのは、町長が6月8日に定例会の提案理由の説明というのがありまして、この4ページと5ページ、総合計画と地方創生に関してであります。今年度は、第5次総合計画の策定作業に加え、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略の策定を行うこととしております。総合計画は、本町の総合的な振興・発展を目的として町全体の基本構想等を作成するものであります。地方版総合戦略は、まち・ひと・しごとの創生に関する数値目標、重要業績評価指標などを設定して、その進捗状況を確認しながら進めていくこととなっております。まさにこれを答弁していただきたいのであります。

では、個々の問題について質問します。地方創生の最重要課題、日本の人口減少にどう取り組むか、我が国は2008年をピークとして、人口減少時代に突入しております。藍住町は周りの市町村から移転があり、少しの人口増加があるものの、今後、一貫して人口が減少し続けるということであり。もし、有効な手を打ったとしても、人口増加に転ずるには約25年から30年の期間が必要であります。質問します。その対策として地方創生の一環として、どう計画し、具体化し、実行していくのか示していただきたい。

次に、地方創生の重要課題、東京一極集中への対策。藍住町で生まれた、藍住町で育った、優秀な人材、地方希望者を都会からふるさとへ、地方へと受け入れるため、どのような対策をするのか質問します。その対策として、地方創生の一環として、どう計画し、具体化し、実行していくのか示していただきたい。

地方創生の重要課題、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするにはどうするのか。今から60年前、藍住町は14号線の道路1本だけでありました。それが、光洋精工が入り、大型電気店が入り、ゆめタウンが入り、大きな雇用を支えておりますが、地域産業基盤の強化のためには、さらに、企業誘致が必要であります。質問します。その対策として、地方創生の一環として、どう計画し具体化し、実行していくのか示していただきたい。答弁をいただき再問をいたします。

佐野議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長

濱議員さんの地方創生に関する御質問について

御答弁をさせていただきます。

政府は、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、今後、加速度的に進むことが予想されている人口減少に歯止めをかけ、地方創生を併せて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会の維持を目指しています。日本全体の人口減少は、地方から大都市圏への10代後半から20代の若者人口の流出による地方の人口減と、出生率の低下、さらに、若者が集まる大都市圏での著しい低出生率が大きな要因といわれています。東京圏では2013年の転入超過は、10万人で、その大半は10代後半から20代の若者となっています。国は、この対応への三つの基本的な視点として、1. 「東京一極集中」の是正。2. 若い世代の就労・結婚・子育て希望の実現。3. 地域の特性に即した地域課題の解決を掲げ、出生率を1.8程度に向上させて、2060年に1億人程度の人口を確保することを長期ビジョンに掲げました。また、その総合戦略として、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すという基本的な考え方の下に、具体的な基本目標を掲げています。創生法では、県及び市町村においても、国と同様に総合戦略の策定に努めるよう規定されており、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するよう、国から求められています。その総合戦略の策定に当たっては、住民をはじめ、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働関係、メディアなどで構成する組織を設けて審議・検討をするなど、広く関係者の意見が反映されるよう指針が示されています。

本町では、地方創生推進会議を設置し、町長をはじめとする特別職のほか、先ほど申しあげました各分野で御活躍の皆様や様々な活動をされております住民の方など、15名の方々に委員に御就任をいただき、それぞれの分野から本町のビジョンや、今後、力を注ぐべき施策について御意見をいただくこととしています。御質問にありました、人口減少に対する具体的対策、優秀な人材の受け入れや、都会から地方への人の流れをどうつくるのか、地域産業基盤の強化をどのようにしていくのか、ということについては、行政のあらゆる分野での対策を講じる必要があります。先に申しあげましたとおり、本町としての総合戦略を立てるため、地方創生推進会議を設置して、議論を開始する

ところでありますので、現時点では御質問の内容について、個々具体的な対策をお示しすることはできませんが、本町の状況を改めて分析し、地方創生推進会議での意見を踏まえて、本町としての将来人口の展望と総合戦略を策定してまいりたいと考えております。また、当総合戦略案がまとまりましたら、議会に御報告申し上げ、御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

濱眞吉君。

濱議員

6月5日の徳島新聞をごらんになったとは思いますが、県の総合戦略案が出ておりました。これによりますと、総合戦略の案は4項目の基本事項からなっております。その1案は、新しい人の流れ、地域における仕事づくり、結婚・出産・子育ての環境づくり、活力のある暮らしやすい地域づくり、この4項目でありました。この4項目のうちに目標とする数値が掲げられております。移住交流の促進は13年度は107名でありましたが、移住者数を850名に増加する。サテライトオフィスを2倍にする。奨学金返還を県と企業などが連携して、肩代わりする制度。県職員の新規採用枠100人以上を確保する。県内大学生らの県内就職率を44.5%（13年度）。これを50%以上に上げる、これが新しい人の流れ。地域における仕事づくり、これはありませんでした。結婚・出産・子育て、出生率を1.8とする、13年度は1.43でありました。第3子以降の保育料は無料化。待機児童の解消。認定こども園を増やす。雇用の創出。これは活力ある暮らしやすい地域づくりに入っております。以上のように、県の総合戦略は数値目標を定めております。この藍住町においても、そういう目標を定めなくてはならないと思います。

創生とは作り出すこと、地方創生とは、地域振興・活性化といったものを指します。企画課長の答弁によりますと、具体的なものはまだまだ先のことで、総合戦略の計画が立たない場合には、まだまだというような話をされましたが、遅いのです。ゆっくりしているのです。地方創生は第2次安倍内閣、平成24年の看板政策、担当は石破茂大臣でありました。そして、平成25年、平成26年、第2次安倍改造内閣でも担当は石破茂大臣でありました。そして、今年、平成27年、足かけ3年、2年6か月経過しております。全国を回って激しい啓蒙に努められました。藍住町には、その啓蒙、激しい啓蒙が聞こえなかったと見えます。石破茂大臣の先日5月

16日の徳島県での講演会から、その内容をいただき、話をしたいと思います。

地方創生は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する政策を総合的かつ計画的に実行する必要があります。また、まち、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成。ひと、地域社会を担う個性豊かで多用な人材の確保。しごと、地域における魅力ある多用な就職の機会の創生。この、まち・ひと・しごとの創生本部は現政府の中にあります。本部長は内閣総理大臣・安倍晋三総理であります。副本部長は内閣官房長官・菅義偉官房長官、地方創生大臣は石破茂大臣であります。そして、計画し実行するのは藍住町役場の職員全員であります。「私はこの春に就職したばかりで、何も分からない者です。」とって逃げるわけにはいきません。「私は違います。」という例外はありません。もちろん、町長の指導力もありますが、末端に至るまで知恵を出し、新鮮な若いアイデアを絞り出し、町に貢献しなければなりません。では、町会議員は何をするのか、もちろんその先頭に立って職員を引っ張っていかなくてはなりません。重要な立場にあります。我が国の栄枯盛衰は、地方議員にかかっているといても過言ではありません。「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」この地方創生においては、藍住町は、他の徳島県内のどこよりも有利な状況にあります。一般質問の内容が、ほとんど地方創生の啓蒙になったことは残念ではありますが、しかし、大胆な施策を計画し、実行し、成果を上げ、安倍総理や菅官房長官の驚くような実績を上げようではありませんか。

〔江西議員、「質問と違うぞ。演説ぞ、それ。」との声あり〕

濱議員 藍住町創生、全員で頑張っていきましょう。以上で一般質問を終わります。

佐野議長 以上で通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

佐野議長 ここでしばらく休憩をいたします。

(時に午後2時6分)

佐野議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(時に午後 2 時 2 2 分)

佐野議長 日程第 2、上程議案に対する総体質問を許可いたします。質問のある方は御発議をお願いいたします。

[発言する者なし]

佐野議長 ございませんか。

[発言する者なし]

佐野議長 これをもって、総体質問を終わります。お諮りいたします。ただいま上程されております、第 40 号議案から第 42 号議案の 3 議案については、十分審議をつくされたことと思いますので、討論を省略し、ただちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。お諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

佐野議長 異議なしと認めます。よって、第 40 号議案・平成 27 年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて、第 41 号議案・藍住町介護保険条例の一部改正について、第 42 号議案・徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更についての 3 議案については、原案のとおり可決されました。

佐野議長 日程第 4、諮問に対する答申について。諮問第 2 号・人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。お諮りいたします。本件はお手元にお配りいたしました意見のとおり、天谷法祐氏については適任であるとの答申をいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

佐野議長 異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号・人権擁護委員候補者の推薦については、お手元にお配りいたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

佐野議長 最後に、議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査の申出について議題といたします。継続調査申出について、議会運営委員会、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会、厚生常任委員会、防災対策特別委員会、議会だより編集委員会、（仮称）藍住町文化ホ

願ひ申し上げます。

なお、現在、策定作業中の第5次総合計画の参考とするため、昨年末から本年1月にかけて、実施をいたしました町民抽出アンケート、全世帯アンケート、中学生アンケートの集計結果がまとまりましたので、本日お手元にお配りさせていただきました。今後、このアンケート結果を町民の意見として、参考とさせていただくとともに、地方創生の本町総合戦略の策定にも参考とさせていただく予定としております。

梅雨が明けますと本格的な夏を迎えます。どうか御自愛をいただきますよう、願ひ申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の挨拶いたします。ありがとうございました。

佐野議長 議員・理事者各位には、御協力を賜り誠にありがとうございました。これをもって、平成27年第2回・藍住町議会定例会を閉会といたします。

(時に午後2時30分)

この会議の次第は、議会事務局長が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

藍住町議会議長	佐野慶一
会議録署名議員	喜田修
会議録署名議員	濱真吉